

平成27年5月11日
(照会先)
法務・コンプライアンス部
コンプライアンスグループ長 埜田 裕一
参事役 梅田 整
(電話直通 03-5344-1112)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁(平成26年度下半期分)について

平成26年度下半期(平成26年10月～平成27年3月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※)	制裁内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	所属 機構本部(東京都) 職種 一般職(30代 男性)	戒告	(平成26年) 11月12日	年金給付関係の届書処理を遅延させていたもの
2	所属 高知東年金事務所 職種 一般職(40代 男性)	戒告	11月12日	正当な理由なく欠勤を繰り返したもの
3	所属 京都事務センター 役職 センター長(50代 男性) 所属 京都事務センター 役職 グループ長(50代 男性)	戒告	12月25日	事業所より提出を受けた算定基礎届を紛失させるに至った管理監督責任
4	所属 太田年金事務所(群馬県) 職種 有期雇用職員(30代 女性)	戒告	(平成27年) 1月30日	事業所より提出を受けた算定基礎届をコピーし自宅に持ち帰ったもの
5	所属 岡山東年金事務所 役職 室長(50代 男性)	戒告	2月27日	年金給付関係の届書処理を遅延させていたもの

※ 被処分者の所属及び職種・役職は、行為時のもの

以上